

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月1日

流山市長 井崎 義治

1 中間検査を行う区域

流山市市内全域

2 中間検査を行う期間

平成29年4月1日から同年9月30日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築に係る一の建築物又は増築若しくは改築に係る一の建築物の部分が次に掲げる用途及び規模に係るもの（法第18条又は第85条の適用を受けるもの、法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有するもの及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるものを除く。）

（1）一戸建ての住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）で次のいずれかに該当する規模のもの

ア 地階を除く階数が3以上のもの

イ 床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（自己の居住の用に供するものを除く。）

（2）長屋（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）で地階を除く階数が3以上のもの

（3）共同住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）で地階を除く階数が3以上のもの

（4）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等又は介護老人保健施設でその用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの

（5）地階を除く階数が3以上の建築物で3階以上の階において次のいずれかの用途に供する部分を有するもの

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場又は集会場

イ 病院又は診療所

ウ ホテル、旅館又は下宿

エ 店舗又は飲食店

4 指定する特定工程

次のとおりとする。ただし、法第7条の3第1項第1号の政令で定める特定工程を除き、(1)から(4)までの2以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工する工程を、(1)から(4)までのいずれかの工程を2以上の工区に分けて施工する場合は、2以上に分けた工区のうちいずれか早期に施工する工区の工程を特定工程とする。

- (1) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、1階の鉄骨その他構造部材の建て方の工事
- (2) 鉄筋コンクリート造の建築物であつて、地階を除く階数が1のものにあつては屋根及びはり（基礎ばりを除く。）の配筋の工事、地階を除く階数が2以上のものにあつては2階のはり及び床の配筋の工事
- (3) 木造の建築物にあつては、屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事（枠組壁工法を用いた建築物にあつては、屋根の小屋組の工事及び耐力壁の工事）
- (4) (1)から(3)までに掲げる構造以外の構造の建築物であつて、地階を除く階数が1のものにあつては屋根版の取付けの工事、地階を除く階数が2以上のものにあつては2階の床版の取付けの工事

5 指定する特定工程後の工程

次のとおりとする。ただし、法第7条の3第6項の政令で定める特定工程後の工程を除き、既存建築物の全部又は一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装の工事を特定工程後の工程とする。

- (1) 鉄骨造の建築物にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆の工事、外装の工事及び内装の工事
- (2) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物であつて、地階を除く階数が1のものにあつては屋根及びはり（基礎ばりを除く。）のコンクリートの打ち込みの工事、地階を除く階数が2以上のものにあつては2階のはり及び床のコンクリートの打ち込

みの工事

- (3) 木造の建築物にあっては、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁を覆う外装の工事（屋根ふきの工事を除く。）及び内装の工事
- (4) (1) から (3) までに掲げる構造以外の構造の建築物にあっては、構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎ぐいを除く。）を覆う外装の工事及び内装の工事

6 適用

この告示は、平成29年4月1日から同年9月30日までの間に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。

7 中間検査を行う期間の特例

平成29年4月1日から同年9月30日までの間に、法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物で、中間検査を受けていないものについては、2に掲げる中間検査を行う期間にかかわらず、同日後においても中間検査を行うものとする。